江南市市民参加条例

I 経緯

江南市では、平成23年4月1日に『江南市市民自治によるまちづくり基本条例』(*以下、「まちづくり基本条例」といいます。)を制定、施行しました。それは、江南市の市民自治によるまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は、今後のまちづくりにおいて最大限尊重されなければならないものと位置付けられています。

まちづくり基本条例第8条では、「市民は、自らまちづくりを行う権利を有するとともに、執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程に参加し、自らの意思を表明する権利を有します」と市民の権利を定め、第19条では、「執行機関等は、第8条に規定する政策の形成、執行及び評価の過程に、市民が参加し、自らの意思を表明する機会を設けます」と、市民が意思を表明する機会を保障しました。また、この市民の意思の表明(以下、「市民参加」といいます。)に関して必要な事項は、まちづくり基本条例とは別の条例で定めるとされました。

この条例でいう"市民参加"は、執行機関等が行う政策 の形成、執行及び評価の過程への参加です。

市では、平成24年1月に、公募市民、まちづくり組織等(NPO、自治会、事業所等)で実際に活動している方、学識経験者、市議会議員等で構成する江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会を設置し、江南市の市民参加のあり方を検討してきました。

なお、条例策定の過程では、市民参加の手法の一つでもある、市民のご意見を聴く"パブリックコメント"も実施しました。

Ⅱ 市民参加条例の必要性

現在、市民参加の方法は、「市長への手紙」、「パブリックコメント」、「審議会等」、「住民説明会」、「アンケート」などがあり、加えてこの具体的な仕組みを通さないものであっても、市の各窓口では、日々、市民のご要望、ご提案などをお聞きし、お応えしています。しかし、審議会委員の公募やパブリックコメントを始めとした市民参加の手続きの歴史はそれほど長くなく、それら市民参加の手続きについても、統一的なルールで実施されていない状況があります。

今回、市民参加の手続きを条例化することで、統一的なルールにより市民 参加が継続的、安定的に実施できるようにしていきます。



Ⅲ 江南市市民参加条例の構成

第1章 総則(目的、定義)

第2章 市民参加(市民参加の範囲、手続、公表方法など)

○誰が参加できるの? □ 市民(個人ばかりでなく、区・町内会、事業所、団 体も含みます。)

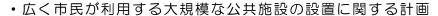
○いつ参加できるの? □⇒

政策の形成、執行及び評価の過程で、適切なタイミ ングで行います。

○どんなことに参加できるの?

【参加の対象となる事項】

- 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画
- 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利 を制限することを内容とする条例



- 市民生活に重大な影響を及ぼす制度
- 行政評価

【参加の対象とならない事項】

- ・法令の規定により実施の基準が定められているもの
- 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- ・執行機関等の権限に属さないもの など

〇どんな方法で参加できるの?



- 〇 審議会等
- 〇 パブリックコメント
- 〇 市民懇談会
- 〇 ワークショップ
- 0 アンケート
- 〇 市民政策提案 など

○市民参加の情報は、

どこで知ることができるの?



- 〇 市役所の窓口
- 〇 ホームページ
- 〇 広報 など

公表方法など

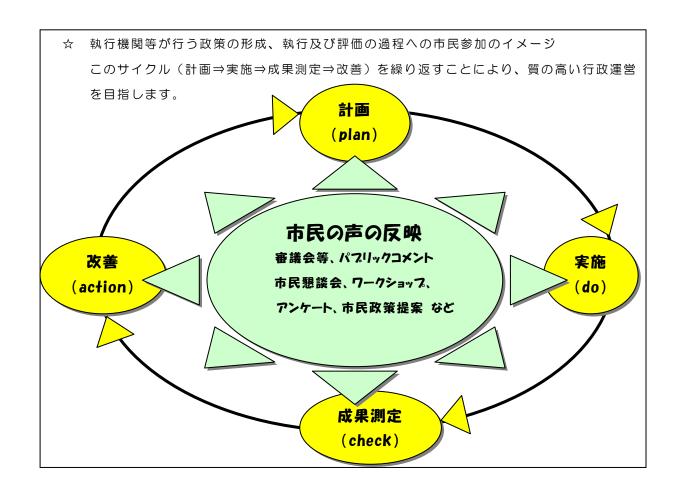
第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、江南市市民自治によるまちづくり基本条例(平成 23 年条例第1号。以下「まちづくり基本条例」といいます。)第19条第2項 の規定に基づき、市民参加の基本的な事項を定め、その推進を図ることに より、市民自治によるまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

説明: 江南市市民自治によるまちづくり基本条例(抜粋) (市民の権利)

- 第8条 市民は、自らまちづくりを行う権利を有するとともに、執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程に参加し、自らの意思を表明する権利を有します。 (市民の意思の表明)
- 第19条 執行機関等は、第8条に規定する政策の形成、執行及び評価の過程に、市民が参加し、自らの意思を表明する機会を設けます。
- 2 前項に規定する市民の意思の表明に関して必要な事項は、別に条例で定めます。
- * 執行機関等とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいい、市議会は含まれていません。



(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
 - (1)市民 まちづくり基本条例第3条第1号に規定する市民及び同条第2 号に規定する事業者等をいいます。
 - (2)市民参加 市民が、執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程に参加し、自らの意思を表明し、市の意思決定に主体的にかかわることをいいます。
 - (3)執行機関等 まちづくり基本条例第3条第4号に規定する執行機関等 をいいます。

説明:

(1) まちづくり基本条例では、「市民」を"個人"に限定していましたが、"市民参加"では「事業者等」もまちづくりの担い手であり、市民としての参加を求めたいことから、「事業者等」も含め「市民」と定義します。

市内に在住し、在勤し、在学し、又は市内で公益的活動を行う個人

市

民

市内で事業を営む法人、個人事業主、公益的活動を行う組織等 (NPO、区・町内会なども事業者等に含めます。いずれも法人格 の有無は問いません。)

- (2) まちづくり基本条例では、「市民参加」を、市民がまちづくりの立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、自主的に加わり行動することとしていますが、この条例では、その範囲を「執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程」とし、執行機関等が行うものに限定します。
- (3) まちづくり基本条例と同じ意味で使います。

執行機関等:市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいい、市議会は含まれていません。

第2章 市民参加

第1節 市民参加の手続

(市民参加の対象)

- 第3条 執行機関等は、次に掲げる事項(以下「対象事項」といいます。) を行うときは、市民参加を求めるものとします。
 - (1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2)市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利 を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3)広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定又は 変更
 - (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
 - (5) 行政評価
- **説明:** 市民自治によるまちづくりの推進には、市民と執行機関等が市の将来に対する共通の目標や認識を持ち、市民の理解と協力、情報共有が不可欠であることから、(1)から(5)までを市民参加の対象とします。
 - (1)総合計画、次世代育成支援行動計画、生涯学習基本計画などです。
 - (2)市民自治によるまちづくり基本条例、環境基本条例、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例などです。
 - (3) ここでいう施設は、市が設置する図書館、体育館、保育園、公民館、学校、公園などです。また、補修などを行い施設の状態を一定に保つ維持管理及び老朽化した設備を新しいものに交換する設備更新などの計画については、該当しないものとします。
 - (4) 小・中学校の通学区域やごみ収集方法の大幅な変更などです。なお、「制度」とは、条例、規則等に基づいて行う、又は既に行われている一定の仕組みをいいます。
 - (5) 市では、江南市総合計画の進行管理を行うため、行政評価を実施しています。 行政評価は、まちづくり評価・施策評価・事務事業評価の3つの仕組みで構成 されています。現在、まちづくり評価の段階で、公募市民、各種団体の代表者、 学識経験者等で構成された"江南市まちづくり会議"による評価が行われてい ます。

- 2 執行機関等は、前項の規定にかかわらず、対象事項が次の各号のいずれかに該当するときは、市民参加を求めないことができます。
- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて 実施するもの
- (4) 執行機関等の内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6)執行機関等の権限に属さないもの
- **説明**: 第2項は、前項で掲げた事項のうち、市民参加の対象としないことができるものについて定めたものです。

第1項に該当する対象事項にあっても、市民の意思を反映させる余地がなく、 市民参加を行う必要性のない場合や、時間的な制約によって市民参加を行うこと ができない場合等があることから、市民参加を行わないことができるものを定め たものです。

- (1)政策的判断を求めるまでもない軽易な内容のものや、法令を引用している箇所がある場合に、引用している法令の改正により、引用部分の条、項、号の番号が移動した場合や、用語の表現変更に応じて、その条例を改正する場合などです。
- (2) 意思の決定に迅速性が求められ、市民参加を行ってその意思を決定するまで の時間を費やすことができないもの又は適当でないもので、災害又は不慮の事態 が生じた場合や、市民参加を行ってからでは間に合わないもの、効果が乏しいも の、政策の効果が損なわれるものなどです。
- (3) 法令に一定の基準が定められているものにおいては、法令の基準に基づいて 行うこととなり、市民の意思を反映させる余地がないものにあっては、市民参加 を行わないことができることとしたもので、税法及びこれに基づく政省令によっ て一定の基準が示されている場合などです。
- (4)執行機関等の内部の事務においては、執行機関等が自らの責任と意思で決定 すべき事項であることから、市民参加を行わないことができることとしたもので、 職員人事や会計に関する事務処理、職場の安全衛生管理などです。
- (5) 地方自治法第74条第1項では、直接請求の一つである条例の制定又は改廃の請求において、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に

関するもの」については対象外としています。これについては、これらに関する直接請求は、制度そのものとして必ずしも適当でないものがあるのみならず、地方自治体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められるからであるとされています。このことについては、金銭の徴収に関することについて一般的に相通じるものがあることから、本条例においては、「金銭の徴収に関すること」についても、市民参加を行わないことができることとしたものです。「その他金銭の徴収」とは、負担金、分担金、使用料、利用料金及び手数料その他の徴収をいいます。

例えば、国民健康保険税や介護保険料については、それぞれの審議会等で審議されています。(5)に該当することが、必ずしも"市民参加を求めない"ことにつながるなるわけではありません。

* 地方自治法第第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

- (6)「執行機関等の権限に属さないもの」とは、国や県の権限に属する事項や市議会の運営に関する事項など、執行機関等が自ら実施主体となり得ないものです。
- 3 執行機関等は、対象事項以外のものであっても、市民の関心の高さ、市 民生活への影響等を考慮して、可能な限り適切な方法により市民参加を求 めるよう努めるものとします。
- **説明**: 第1項では、執行機関等が、市民参加の手続きを実施しなければならない最低限の対象事項を定めています。しかし、これらの対象以外であっても、市民の意見を取り入れた方がより良い内容になったり、事業が円滑に実施できると見込まれるものなどについては、可能な限り市民参加を求めるよう努めます。



(市民参加手続)

- 第4条 執行機関等は、前条第1項又は第3項の規定に基づき市民参加を求 めるときは、次に掲げる方法(以下「市民参加手続」といいます。)のう ち、適切な方法により実施するものとします。
- 説明: 市民参加手続には、それぞれに特性があり、対象事項の内容により効果的な方 法や実施時期は異なってきます。また、参加しやすい方法も個々の市民によって 異なっています。このため、対象事項の内容に応じ、最も効果的と思われる市民 参加手続で実施する必要があります。

(1)審議会等

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に 基づき設置された機関(市の政策の策定等を審議するものに限ります。) 又は市民の意見を市政に反映させることを主な目的として設置された機 関に執行機関等が諮問等をすることにより意見を求める一連の手続をい います。以下同じです。)

説明:審議会等は、市民を含む特定の委員(学識経験者等)により、専門性のある深 い議論ができ、合意形成を図る上で効果的な方法です。一方で、参加できる市民 がごく少数に限られ、また、会議に出席する時間の確保が困難な市民は参加しに くいという面があります。

法律又は条例で設置する機関

<u>要綱等で設置する機関で、構成員に市民が含まれるもの</u>

- (例) 地域公共交通会議、まちづくり会議 ただし、以下のようなものは除きます。
 - ①表彰等の審査を目的として設置されているもの
 - ②イベント、行事等の推進を目的としているもの(実行委員会等)
 - ③審議会等の運営を市民が主体となって行っている市民組織的な性 格を有するもので、その事務局のみが市に置かれているもの
 - ④その他、市民参加条例の対象とすることが不適当なもの

*地方自治法 第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自 治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関 を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(例) 国民健康保険運営協議会、都市計画審議会

審 議 会

等

(2) パブリックコメント

(市の政策を策定するに当たり、執行機関等がその政策の趣旨、内容等の必要事項を広く市民に公表し、これに対して提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、それらの意見の内容、執行機関等の考え方等を公表する一連の手続をいいます。以下同じです。)

説明: パブリックコメントは、政策案について市民に十分説明し、広く市民から意見を求め、その内容が適切であれば活かしていくもので、市民が参加しやすい方法です。したがって、提出意見の多寡に着目するものではありません。

(3)市民懇談会

(市の政策を策定するに当たり、執行機関等が市民に対して、その政策の趣旨、内容等の説明を行い、市民と執行機関等が意見を交換する一連の手続をいいます。以下同じです。)

説明: 市民懇談会は、政策案について、直接市民の意見を聞くことができるとともに、 意見を交換することができる効果的な市民参加の方法です。また、執行機関等が 政策案についての説明を直接行うため、詳しい説明が可能となり、市民の理解を 深める効果もあります。

(4) ワークショップ

(市の政策を策定するに当たり、市民間で又は市民と執行機関等が議論することにより、執行機関等が市民の意見の方向性を把握する一連の手続をいいます。以下同じです。)

説明: ワークショップは、市民が主体的に検討作業を行い、市民同士の自由な意見交換により、多様な意見が政策案に反映できる市民参加の有効な方法の一つです。 一方で、多様な市民の意見やニーズから合意形成に導くためには、市民同士の意見の対立や議論に長い時間がかることも予想され、会議を中立的な立場で調整する進行役が必要になります。

(5) アンケート

(市の政策を策定するに当たり、執行機関等が調査項目を設定して一定期間内に市民から回答を求め、その結果を公表する一連の手続をいいます。 以下同じです。)

説明: アンケートは、政策によっては、調査対象を分けて実施するなど、より充実し

(6)市民政策提案

(市民が市の政策を執行機関等に提案し、その提案を執行機関等が検討し、 意思決定を行うとともに、その提案の内容、執行機関等の考え方等を公表 する一連の手続をいいます。以下同じです。)

説明: 市民政策提案は、単なる意見、要望でなく、市民が具体的な政策を提案するものです。他の市民参加手続(審議会等、パブリックコメントなど)は、市民にとって受動的な参加ですが、これは能動的で、より積極的・自発的に政策の立案に参加できる仕組みです。市民の持つ知識や経験、創造性が政策に活かされる制度です。

(7) その他執行機関等が適当と認める方法

説明: 市民参加手続について、ここでは(1)から(6)の代表的な手続を規定しますが、今後新しい方法が開発され、普及することも十分考えられます。

また、(1)から(6)の手続と同様の効果が期待できるものについては、(7) に位置づけて実施していくこともあります。

(例)シンポジウム、フォーラムなど、公開の場で、参加者が意見を表明し、 議論を行う形式の討論会

また、「市長への手紙」については、市民参加の一つではありますが、提出者の 資格や提出書式の制約がなく、内容も多岐に渡っており、市民参加条例で一律に 規定することによって、返って多様な意見・要望が市へ届きにくくなると考え、 市民参加条例上の「市民参加手続」には入れておりません。「市長への手紙」は、 市民参加条例での位置付けはありませんが、今後も市民参加の大切な窓口の一つ です。

【市長への手紙】提案・意 見・要 望 等→誰 で も→検討→返事

【市民政策提案】政策(対象事項の範囲内)→18歳以上の市民10人以上

⇒検討|⇒返事|・公表|

江南市をより良いまちとするため、いろいろな窓口(市民参加)から、建設的なご意見やご提案をお待ちしています。



(市民参加手続の具体的な内容は、第2節から第7節になります。)

(市民参加手続の実施時期及び公表)

- 第 5 条 執行機関等は、政策の形成、執行及び評価の過程における適切な時期に、市民参加手続を行うものとします。
- 2 執行機関等は、市民参加手続を行うときは、その内容、実施時期等について、できる限り早い時期に、市民に分かりやすい方法で公表するものとします。
- **説明:** 市民参加手続を実施する場合、政策案がほぼできてしまってからの「アンケート」は遅すぎるでしょうし、方向性さえ決まっていない段階での「パブリックコメント」では期待する目的は達せられないでしょう。それぞれの市民参加手続の特性に応じ、適切な段階で実施することが必要です。

(意見等の取扱い)

- 第6条 執行機関等は、市民参加手続において表明された市民の意見及び提案(以下「意見等」といいます。)を総合的かつ多面的に検討するものとします。
- 2 執行機関等は、意見等の検討を終えたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表するものとします。ただし、江南市情報公開条例(平成15年条例第2号)第7条各号に規定する不開示情報(以下「不開示情報」といいます。)に該当するものは公表しません。
 - (1) 意見等の内容
 - (2) 意見等の検討経過、検討結果及びその理由
- 説明:「不開示情報」は、特定の個人が識別される情報、法人等の正当な利益を害する情報、生命の保護や公共の安全の確保等に支障が生ずる恐れがある情報などをいいます。

(公表の方法)

- 第7条 執行機関等は、市民参加手続に関する事項の情報を、次の各号のいずれかの方法により市民に公表するものとします。
 - (1) 公表する事項を所管する部署の窓口での供覧又は配布
 - (2) ホームページへの掲載
 - (3) 広報紙への掲載
 - (4) その他執行機関等が適当と認める方法
- 説明: まちづくり基本条例では、「情報共有の原則」が確認されており、情報共有は市民参加においても必要です。執行機関等はできる限り多くの方法を組み合わせ、効果的かつ確実に情報を公表します。

第2節 審議会等

(審議会等の委員の選任)

- 第8条 執行機関等は、審議会等の委員を選任するときは、1人以上を公募 により選考するものとします。ただし、法令等に委員の構成が定められて いるとき、高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であるときその 他正当な理由があると執行機関等が認めるときは、この限りではありませ ん。
- 2 執行機関等は、審議会等に公募による委員を置かないときは、その理由 を公表するものとします。
- 3 執行機関等は、審議会等の委員の選任に当たっては、男女比、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見を反映するよう努めるものとします。
- 4 執行機関等は、審議会等の委員を公募により選任するときは、次に掲げる事項を公表するものとします。
 - (1) 審議会等の名称及び内容
 - (2) 委員の任期
 - (3) 応募資格及び応募方法
 - (4) 募集する人数及び選考方法
 - (5) その他必要な事項
- 5 執行機関等は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名及び選任 の区分を公表するものとします。
- **説明:** 審議会等の審議に市民目線に立った多様な考え方を反映させるためには、公募による市民を委員に加えることが必要であり、それが会議の活性化にも繋がります。

審議会等の委員選任に当たっては、男女比率、委員の在任期間及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮するものとします。このことは、審議会は限られたメンバーで市の政策等を審議することとなることから、市民の現状、意識を正しく反映し、多様な市民の意見を政策等に取り入れ、多くの市民が平等に参加できるよう、委員の男女比率などに偏りが出ないよう配慮するものです。また、新しい委員の参加を促進し、審議会等そのものを活性化させるため、任期・兼職状況に配慮し、少なくとも1人は公募により選考することを定めます。

第5項は、市民から顔の見える開かれた審議会等とするため、委員の氏名、選 考の区分を公表することを定めたもので、「選任の区分」とは、公募による市民、 学識経験者などの区分をいいます。

(審議会等の会議及び会議録)

- 第9条 審議会等の会議は、公開するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公開しないことができます。
 - (1) 法令の規定により公開しないとされているとき
 - (2) 会議が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないこと に合理的な理由がある場合
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障があると認められるとき
- 2 執行機関等は、審議会等の会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を公表するものとします。ただし、会議を公開しないとき又は緊急に会議を開催する必要があるときはこの限りではありません。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 会議の開催日時
 - (3) 会議の開催場所
 - (4) 会議の議題
 - (5) 会議の傍聴人の定員
 - (6) 会議の傍聴手続
 - (7) その他必要な事項
- 3 執行機関等は、審議会等の会議を傍聴する者に対して、資料の配布等により、会議の内容について理解を深められるよう努めるものとします。
- 4 執行機関等は、審議会等の会議が開催されたときは、次に掲げる事項を明らかにした会議録を作成し、不開示情報を除き、公表するものとします。
 - (1) 会議の開催日時、開催場所、出席者氏名及び傍聴人数
 - (2) 会議の議題
 - (3) 会議での検討に使用した資料等の内容
 - (4) 会議における発言の内容及び議事の経過
 - (5) 会議の結論
 - (6) その他必要な事項
- 説明: 審議会等の会議を公開することで、会議でどんな議論がされたかを、市民は傍聴し、確認することができます。多くの市民に傍聴の機会を提供するために、開催日時及び場所、傍聴の手続等について、公表するものとします。第1項第3号は、当該審議会等の会議において該当するか否かを判断し、会議の公開・非公開を決定するものとします。また、審議会等の運営の透明性確保や、審議会等と市民との情報共有のために、会議録を作成し、公表するものとします。

第3節 パブリックコメント

(パブリックコメント)

- 第10条 執行機関等は、パブリックコメントを実施するときは、次に掲げる事項を公表するものとします。
 - (1) 政策の案及び資料
 - (2) 政策の案を作成した趣旨、目的及び背景
 - (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
 - (4) その他必要な事項
- 2 執行機関等は、パブリックコメントにおける意見の提出期間を、原則として政策の案を公表した日から起算して30日以上設けるものとします。 ただし、緊急その他やむを得ない理由のあるときは、理由を公表して30 日未満とすることができます。
- 3 パブリックコメントにより意見を提出できる者は、市民及び執行機関等が別に定める者とします。
- 4 パブリックコメントにより意見を提出する者は、住所、氏名等を明らかにするものとします。
- 5 パブリックコメントにおける意見の提出は、可能な限り多様な方法により行うものとします。
- 6 執行機関等は、提出された意見の概要及び提出された意見に対する執行 機関等の考え方を、第6条第2項の規定に基づき公表するものとします。
- 説明: パブリックコメントの案件によっては、その案に対して利害関係を有する方の 参加を求める場合もあります。第3項の「執行機関等が定める者」は、そのよう な場合を想定しています。

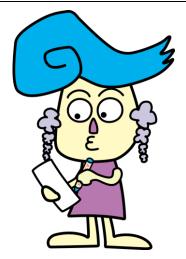
江南市市民参加条例施行規則 (抜粋)

(パブリックコメント)

- 第3条 条例第10条第5項に規定する意見の提出方法は、次に掲げる方法のうちから市長が指定するものとします。
- (1)持参
- (2)郵便
- (3) ファクシミリ装置を用いた送信
- (4) 電子メールを用いた送信
- (5) その他執行機関等が適当と認める方法

〔パブリックコメントのフロー〕

	政策の案の作成			
執行機関等	公表(情報共有)	①広報 ②ホームページ ③担当課窓口 などで公表		
市民	意見の提出 (公表日から起算して30日以上の期間)	①市役所へ直接書面で提出②郵便③ファクシミリ④電子メールなどで提出		
執行機関等	結果の公表(情報共有) 〇提出された意見の概要 〇意見に対する執行機関等の考え方	①広報 ②ホームページ ③担当課窓口 などで公表		
	操出された市民の意見を考慮して、意思決	皇定を行う。		



第4節 市民懇談会

(市民懇談会)

- 第11条 執行機関等は、市民懇談会を開催するときは、開催日時、開催場 所、議題等を公表するものとします。
- 2 執行機関等は、市民懇談会を開催するときは、政策の説明に関する資料 の充実を図る等、参加者の理解を深められるよう努めるものとします。
- 3 執行機関等は、市民懇談会を開催したときは、開催記録を作成し、不開 示情報を除き、公表するものとします。
- **説明:** 市民懇談会へ多くの市民に参加してもらうために、開催日時や開催場所等を事前に公表します。

市民懇談会は誰でも参加することができますが、参加できなかった市民とも情報を共有するために、開催記録を公表します。また、その開催記録を公表することにより、市民懇談会で表明された市民の意見が、どのように政策案に反映されたかを誰でも確認することができます。

第5節 ワークショップ

(ワークショップ)

- 第12条 執行機関等は、ワークショップを実施するときは、開催日時、開催場所、議題、傍聴手続等を公表するものとします。
- 2 ワークショップは公開するものとします。
- 3 ワークショップの参加者は、その運営に協力するよう努めるものとしま す。
- 4 執行機関等は、ワークショップを実施したときは、開催記録を作成し、 不開示情報を除き、公表するものとします。

説明: ワークショップは、メンバーをあまり固定せず、比較的少人数で、自由な議論 や共同作業を通して合意形成を図るところに特色があり、課題に対する市民の意 見の方向性を見出すことを目的とするものです。ワークショップの実施時期とし ては、政策形成の比較的早い段階が考えられます。

参加者は、他の参加者の意見を尊重しつつ、合意形成に向けて積極的に発言するなど、運営に協力する姿勢が必要です。



第6節 アンケート

(アンケート)

- 第13条 アンケートは、一定の質問形式で多くの市民の意見を収集する必要がある場合に実施するものとします。
- 2 執行機関等は、アンケートを実施するときは、その実施時期、目的、対象者等を公表するものとします。
- 3 執行機関等は、アンケートを実施したときは、不開示情報を除き、その 結果を公表するものとします。

説明: アンケートには、執行機関等の誘導や恣意的な設問があってはなりません。アンケートを実施しようとするときは、調査の必要性や調査結果を今後どのように活かしていくのかなどの目的を明らかにすることが必要です。また、その結果を公表することにより、その結果がどのように政策案に反映されたかを誰でも確認することができます。

第7節 市民政策提案

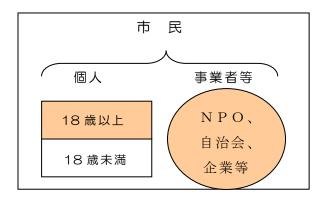
(市民政策提案)

- 第14条 市民(18歳未満の個人を除きます。)は、その10人以上の連署をもって、その代表者から執行機関等に対し、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案することができます。ただし、第3条第2項各号に掲げるものを除くものとします。
- 2 執行機関等は、政策の目的、提案の方法その他提案に必要な事項を公表して、市民に対して、政策の提案を求めることができます。
- 3 執行機関等は、提案された政策について、総合的かつ多面的に検討し、 第6条第2項の規定に基づき公表するとともに、提案した市民(代表者がいる場合は、その代表者)に対して、通知するものとします。
- 4 執行機関等は、市民政策提案を受けた日から3月以内に前項の公表及び 通知を行うものとします。ただし、やむを得ない理由のあるときは、この 限りではありません。

説明: 第2節から第6節までは、執行機関等が公表した案などに対して、市民が意見



を表明する手続を定めていますが、市民政策提案手続は、執行機関が行う政策に対し、又は、行ってほしい 政策を市民自ら提案することができる制度です。 市民同士の議論などを通し、より 建設的で質の高い、責任のある提 案がなされるよう、少なくとも提 案者を含め10人の賛同する市民 (18歳未満の個人は除かれます が、事業者等は1団体を1人とし て数え、18歳以上の市民の方と 同様に提案ができます。)の方々の 署名を必要とします。



執行機関等による検討終了後、提案された提案書と検討結果を公表するととも に、提案代表者には検討結果を文書でお知らせします。

公表する提案書は、提出されたものをそのまま公表しますので、代表者の氏名 もあわせて公開されることになりますが、それ以外の不開示情報部分は公開しま せん。

なお、代表者の方に対しては、提案内容等に関して、後日担当課より確認の連絡をさせていただくことがありますので、あらかじめご承知ください。

江南市市民参加条例施行規則 (抜粋)

(市民政策提案)

- 第4条 条例第14条第1項又は第2項の規定により市民政策提案を行おうとする 者は、市民政策提案書(様式第1号)及び市民政策提案者署名簿(様式第2号)に関係 資料を添えて執行機関等に提出するものとします。
- 2 条例第14条第1項に規定する連署は、市民政策提案書と一体とした市民提案 者署名簿に必要事項を記載することにより行うものとします。
- 3 条例第14条第3項の規定による通知は、市民提案検討結果通知書(様式第3号) によるものとします。



『市民政策提案』の窓口は、 地方創生推進課です。 お気軽にお問合せください。

〔市民政策提案のフロー〕

市民	議論、調査を重ね、具体的な政策を立案する。 ・現状の課題 ・政策の目的・理由 ・政策による効果 ・政策の実施に要する費用の額と内訳 ・提案に至るまでの経緯(議論の過程、活動状況)など 1 0 人以上の合意の下で提案書・提案署名簿を提出する。
提案代表者、市職員	提案内容等を正確に把握するため、 必要に応じ、代表者と提案内容の 担当課職員が面談する機会を設け ます。 (ご協力をお願いします。)
執行機関等	総合的かつ多面的に検討する。 結果の公表(情報共有) ・提案書(提案代表者の氏名を含む。) ・検討結果 提案代表者へ検討結果を通知する。

第3章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定に着手している対象事項については、この 条例の規定は適用しません。
- 3 執行機関等は、この条例の趣旨を踏まえ、前項の対象事項については、 市民参加手続を実施するよう努めるものとします。



執行機関等

代表者氏名

印

(法人その他の団体にあっては、 その名称及び代表者の氏名

市民政策提案書

江南市市民参加条例第14条第1項の規定により、下記のとおり提案します。

記

1	政策の案の名称	
2	現状の課題	
3	政策の内容	
4	政策の目的・理由	
5	政策による効果	
6	政策の実施に要する費用の額 及び内訳	
7	提案に至るまでの経緯 (議論の過程、活動状況)	
8	添付する資料の名称	

市民政策提案者署名簿

压

	1		1		· · · · · ·
番号	氏名	住所	生年月日	江南市との関わり	備考
				1 市内に通勤(2 市内に通学()	
				3 市内で公益的活動()	
				1 市内に通勤 () 2 市内に通学 ()	
				3 市内で公益的活動()	
				1 市内に通勤 () 2 市内に通学 ()	
				3 市内で公益的活動()	
				1 市内に通勤 () 2 市内に通学 ()	
				3 市内で公益的活動()	
				1 市内に通勤() 2 市内に通学()	
				3 市内で公益的活動()	
				1 市内に通勤() 2 市内に通学()	
				3 市内で公益的活動()	
				1 市内に通勤() 2 市内に通学()	
				3 市内で公益的活動()	
				1 市内に通勤() 2 市内に通学()	
				3 市内で公益的活動()	
				1 市内に通勤() 2 市内に通学()	
				3 市内で公益的活動()	
				1 市内に通勤() 2 市内に通学()	
				3 市内で公益的活動()	

備考

- 1 氏名は、自署(視覚に障害をお持ちの方が点字で自己の氏名を記載することを含みます。)してください。ただし、身体の故障等により自署することができない場合は、代筆を行うことができます。この場合、「備考」欄に代筆の旨並びに代筆者の住所及び氏名を記載してください。
- 2 法人その他の団体にあっては、「氏名」欄に事業所の名称及び代表者の氏名を、「住所」欄に事業所の所在地を記載してください。
- 3 「江南市との関わり」欄は、市外に住所を有する方のみ該当する番号を○で囲んでください。なお、「市内に通勤」に該当する方は勤務先を、「市内に通学」に該当する方は学校名を、又は「市内で公益的活動」に該当する方は活動団体又は活動内容を記載してください。
- 4 市民政策提案書とこの署名簿との内容が一致していることを確認の上、署名してください。

様式第3号(第4条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

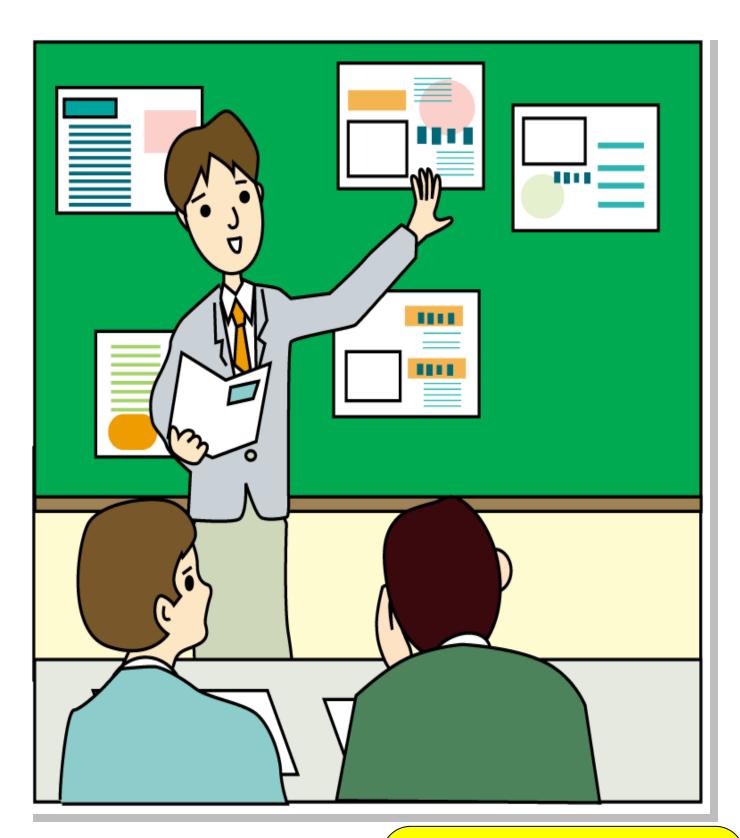
執行機関等 印

市民政策提案検討結果通知書

江南市市民参加条例第14条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 政策の案の名称
- 2 提出日
- 3 検討結果及びその理由



発行 江南市役所

地方創生推進課地域協働グループ

http://www.city.konan.lg.jp/

〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90

TEL: 0587-54-1111 FAX: 0587-54-0800

平成 30 年 4 月